

別添33 運転者席の座席ベルトの非装着時警報装置の技術基準

1. 適用範囲

この技術基準は、自動車（1.1.から1.6.に掲げるものを除く。）に適用する。

- 1.1. 専ら乗用の用に供する自動車
- 1.2. 貨物の運送の用に供する普通自動車
- 1.3. 大型特殊自動車
- 1.4. 小型特殊自動車
- 1.5. 上記に掲げるもののほか最高速度20km/h未満の自動車
- 1.6. 被牽引自動車

2. 定義

- 2.1. 「表示による警報」とは、警報装置の灯光の点灯若しくは点滅又は画面の表示による警報をいう。
- 2.2. 「初期警報」とは、運転者が座席ベルトを装着せずに走行を開始しようとした場合における警報装置による警報をいう。
- 2.3. 「座席ベルト非装着状態」とは、運転者席の座席ベルトのバックルが結合されていない状態又は座席ベルト巻取装置から引き出された座席ベルトの長さが10cm以下の状態をいう。
- 2.4. 「イグニッションスイッチを入れた状態」とは、イグニッションスイッチがONの位置にある状態をいう。
- 2.5. 「座席ベルト装着状態」とは、運転者席に運転者が乗車し、座席ベルトを装着した状態をいう。

3. 一般規定

- 3.1. 表示による警報は、日中容易に確認できる明るさであって、他の警報（他の座席ベルトに係るものを除く。）と明確に判別できるものであること。
- 3.2. 表示による警報は、運転者が容易に確認できる位置に表示されること。
- 3.3. 表示による警報（文字により表示するものを除く。）の灯光の色は赤色であること。
- 3.4. 音による警報の場合、その音が連続的又は断続的に鳴ることにより警報するものであること。
- 3.5. 音により初期警報を行う場合、その警報音は自動車の原動機がアイドリング運転（変速機の変速位置をニュートラルとし、アクセルペダルを操作しない状態とする。）で作動している場合において、運転者が容易に確認できる音であること。

4. 試験方法

- 4.1. 初期警報の試験方法
- 4.1.1. 試験自動車が停止状態で、座席ベルト非装着状態でイグニッションスイッチを入れた状態にし、初期警報の作動状況を確認する。
- 4.1.2. 初期警報の作動後、座席ベルト装着状態とし、初期警報の作動状況を確認する。

5. 判定基準

- 5.1. 初期警報は、次の5.1.1.から5.1.3.に掲げる要件のいずれかに適合するものであること。ただし、運転者席以外の座席に警報装置を備え警報する場合にあっては、他の座席の座席ベルトが非装着の状態であることにより作動することは差し支えない。
- 5.1.1. 座席ベルト非装着状態において、イグニッションスイッチを入れた状態にした後、表示による警報が作動すること。ただし、座席ベルト装着状態である場合においても、イグニッションスイッチを入れた状態にした後8秒以下の間は警報することができる。
- 5.1.2. 座席ベルト非装着状態において、イグニッションスイッチを入れた状態にした後、4秒以上の間、表示による警報が作動し、かつ、警報音が鳴ること。ただし、座席ベルト装着状態になった場合においても、イグニッションスイッチを入れた状態にした後8秒以下の間は警報装置の表示をすることができる。
- 5.1.3. 座席ベルト非装着状態において、イグニッションスイッチを入れた状態にした後、4秒以上8秒以下の間、警報装置の警報音が鳴り、かつ、60秒以上の間、表示による警報が作動すること。